

こどもの居場所づくりに関する指針

令和5年12月22日

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「こども家庭庁はこどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う」こと、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を閣議決定し、これに基づき強力に推進」することが定められた。

これを踏まえ、こども家庭庁の発足を待たずして、国では「こどもの居場所づくりに関する調査研究」を実施し、令和5年4月21日には、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）第7条第1項に基づき、「こども大綱」の案の作成に向けた今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等の検討とあわせて、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向けた具体的な事項の検討が諮問された。

こども家庭審議会では、内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会において3回、こどもの居場所部会において13回の議論を重ね、こどもや若者等の意見を聴く取組を実施した上で、令和5年12月に答申が行われた。以上を踏まえ、こどもの居場所づくりに関する指針を策定するものである。

2. こどもの居場所づくりが求められる背景

- ⑫ 人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素である。当然、こども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある。

- ⑬ すなわち、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に過疎化が進展する地方部では、こうした傾向が一層懸念される。

このような構造変化は、「地縁」や「血縁」による子育てのサポートにも影響を及ぼしており、共働き家庭やひとり親家庭の増加とあいまって、家庭における子育ての孤立化が懸念されている。かつてはこどもの居場所となり得た空き地や路地裏など、こどもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、駄菓子屋などの結果としてこどもの居場所となっていた場も減少している。ボール遊びなどが禁止されている公園も多い。また、こども・若者へのヒアリングでは、放課後の時間においてこどもが自由に過ごせる時間が減っているとの声もあった。こうした環境の変化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業は学校の居場所としての役割を再認識させる契機となった。さらに、「ソーシャルディスタンス」の確保の要請は、こども・若者が居場所を持つことを一層困難にした。

- ⑭ 他方で、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しており、こどもの権利が侵害される

事態も生じている。とりわけ厳しい環境で育つ子ども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

⑮ また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。

⑯ こうした背景によって、子どもの居場所づくりの緊急性と重要性が増している中、様々な地域で、地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われている。これは、上に述べたような環境の変化により、これまでの枠組みでは十分に拾い切れていなかったニーズに対応した取組であるとも言え、こうした各地域での居場所づくりを推進する観点から、国としても子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すことが求められている。

3. 子どもの居場所づくりを通じて目指したい未来

子どもの居場所づくりが目指す理念とは、子ども基本法（令和4年法律第77号）及び「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に則り、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることである。その際、子ども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全ての子ども・若者の健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援であることが必要である。

こうした理念を社会全体で共有し、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「子どもまんなか」の居場所づくりを実現する。

第2章 子どもの居場所づくりに関する基本的事項

1. 子どもの居場所とは

子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、子ども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場が子どもの居場所になるかどうかは、一義的には、子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。

したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子ども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、子ども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

は緊急の) 支援の提供という機能が果たされている。ただし、これら2つの機能が1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もある。外国籍やケアリーバーなど特別なニーズのある子ども・若者だけが利用できる居場所づくりも必要である一方で、特別なニーズの有無に関係なく、必要な配慮をした上で誰もが来られる居場所づくりも必要である。

- ⑰ 重要なことは、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。どこにも居場所がない子ども・若者が生じないよう、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要がある。それぞれの地域において、潜在化しているものも含めたニーズを把握し、子ども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要がある。

4. 本指針の性質等

(1) 本指針の性質

本指針は、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき策定されるものであり、子どもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての考え方を整理したものである。子どもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民など広く子どもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、子どもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待される。

(2) 対象となる居場所の範囲

本指針の対象となる居場所が、居場所となることを目的としてつくられた場や活動であることはもちろんであるが、第2章1. で述べているとおり、子ども・若者が過ごす場所や時間、人との関係性全てが、子ども・若者にとっての「居場所」になり得ることから、居場所づくりを目的としていない場も結果として子どもの居場所となることがある。

例えば学校は、多くの子どもにとっての重要な居場所となっており、営利活動としての塾や習い事、SNSやオンラインゲームなどの活動、ショッピングモールなども、子ども・若者によっては貴重な居場所となっていることもある。

これらの場や活動は、居場所づくりを目的として行われているものではないが、結果として子どもの居場所となっており、こうした場や活動についても、本指針で記されている内容が当てはまる部分については、その内容を十分に踏まえることが期待される。

(3) 対象となる子ども・若者の年齢の範囲

子どもの居場所づくりの対象となる居場所とは、学童期・思春期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念である。

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」とされている。これは、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

この成長の過程をライフステージごとに示す際には、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若

者」は重なり合う部分があるが、本指針では、特に心身の発達過程にある者を念頭に置いた記載については「こども」と、また、「こども」のみならず青年期の全体が射程に入ること明確にする場合には、「こども・若者」という用語を用いている。

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や、提供される機能についてはおのずから違いがある。このため、本指針においては、若者を主たる対象とする居場所についても当然対象に含めるものの、心身の発達過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心として記載することとする。また、居場所はこども・若者本人が決めるものであるということを踏まえ、小学校就学前のこどもも視野に入れつつ、小学校就学以降のこどもを中心とした記載としている。

第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

1. 視点の構成

第1章3.でも述べたとおり、こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来とは、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であることである。

こうした目指す姿の実現に向けて、こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、以下4つの基本的な視点が重要である。これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

- 【ふやす】 ~多様なこどもの居場所がつけられる~
- 【つなぐ】 ~こどもが居場所につながる~
- 【みがく】 ~こどもにとって、より良い居場所となる~
- 【ふりかえる】 ~こどもの居場所づくりを検証する~

2. 各視点に共通する事項

(1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

上述のとおり、こども・若者が居場所と感ずる場が「こどもの居場所」になるとすれば、18 居場所づくりを進める上で重要なのは、こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことである。こども・若者の意見を聴くに当たっては、意見を表明しやすい環境づくりを行うとともに、困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者について十分な配慮を行うことが必要である。また、意見の反映状況等に関するフィードバックも重要である。

こども・若者が居場所に求める要素としては多様なものがあり得るが、こども・若者へのヒアリング等の結果を踏まえると、「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という3つの視点が特に重要である。好きなことをして過ごせることや、いつでも行けること、リスクを恐れず何かにチャレンジできることなど、それぞれの視点には様々な要素が含まれる。これらの要素同士には、例えば、「一人で過ごせること」や「他者とコミュニケーションがとれること」といった、相互に矛盾するものも存在するが、居場所に対するこども・若者のニーズが多様であることを踏まえ、こうした一人一人の「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりがなされることが重要である。

- それぞれの居場所が、継続的に振り返るために活用できる指標となっているか
 - 居場所づくりの多様性や創造性を担保するような指標となっているか
- こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点や利用者を含めたこども・若者の参画を得ることも必要である。
- また、居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのかなど、居場所の効果や影響についての研究も十分とは言えない状況にある。こうした点についても、今後、知見を蓄積していくことが居場所づくりの検証に資するものと考えられる。

第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもをまんなかにしたこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、以下のように各々の役割を果たすことが必要である。

こどもの居場所づくりの重要な担い手である民間団体・機関は、本指針に掲げられた理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校は、教育機関としての役割のみならず、こどものセーフティネットになるなど居場所としての役割も担っており、その認識を深めていくことが重要である。そうした認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じてこどもが安心して活動できる居場所づくりを推進する。企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

市町村は、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。その際、必要に応じ中間支援組織を活用する。都道府県は、市町村の取組を支えとともに、管内の市町村間や都道府県間の連携を図りつつ、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行う。国は、市町村及び都道府県の取組を支えとともに、地方公共団体や民間団体・機関とも連携して本指針の周知啓発を行う。また、居場所づくりに関する評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、各地域で取り組まれるこどもの居場所づくりの事例収集から好事例の発信など普及促進を行う。

第5章 推進体制等

- ⑱ こどもの居場所づくりは、児童福祉や健全育成などのこども施策、障害児や高齢者福祉などの福祉施策、学校や社会教育などの教育施策、さらには自治会・町内会やまちづくりなど様々な分野に関わることから、こうした関係者が連携して取り組む必要がある。

1. 国における推進体制

本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。